

テナント総合保険



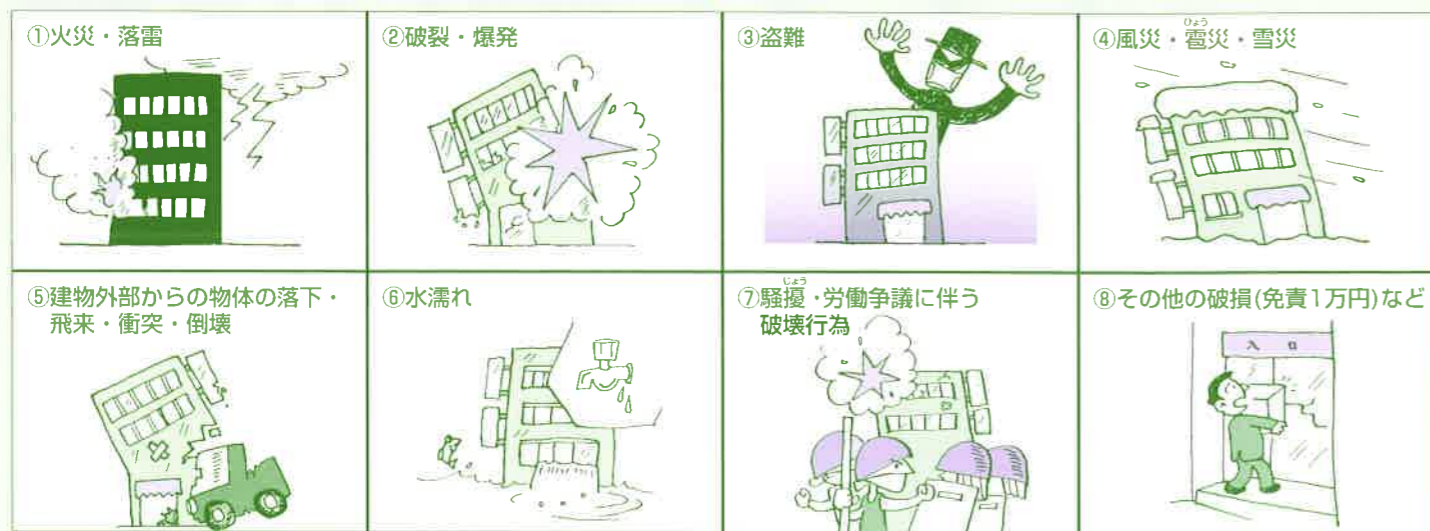
このパンフレットは、2010年4月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

テナント総合保険は次のような損害を総合的に補償します。

※下記の1.～4.の補償から必要なものを自由に選択してご契約いただけます。(ただし、1.と3.(1)は原則として必ずご契約ください。)

1. 設備・什器、商品等の損害と費用の補償 (物損害担保条項) テナント内の設備や商品などの損害を補償します。

●偶然な事故によって生じた損害を幅広く補償します。



●見舞費用や取片づけ費用も補償します。

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| ①失火見舞費用
対象施設で発生した火災または破裂・爆発により、他人の所有物に損害を与えた場合や同一建物内の他人の営業施設の営業を1日以上休止させた場合 | ②水害費用
水災により対象施設の所在する建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象である設備・什器等や商品・製品等に損害が生じた場合 | ③臨時費用
④残存物取片づけ費用
⑤修理付帯費用 |
|--|---|--------------------------------|

●設備・什器等を対象としてご契約いただく場合、次の損害を自動的に補償します。

- | | |
|---------------------------------|--|
| ①通貨等盗難損害保険金
通貨・預貯金証書の盗難による損害 | ②建具等修理費用保険金
事故により借用施設に損害が生じた場合に、賃貸借契約等に基づき負担しなければならない修理費用 |
|---------------------------------|--|

- 保険金をお支払いできない場合の主なもの
- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人等の故意・重大な過失 | (5) 詐欺、横領、万引、使用人・親族等の不誠実行為 |
| (2) 戦争、暴動、地震、噴火・津波 | (6) 置き忘れ、紛失 |
| (3) 保険の目的自体に内在する欠陥、自然の消耗、さび・変色、虫喰い等 | (7) 管球類の単独損害、機能に直接関係のない単なる外形上の損害 |
| (4) 洪水・高潮・土砂崩れ等の水災 | |

2. 休業損失の補償 (休業損失担保条項) 事故によって休業しなければならなくなったときの損失を補償します。

次の対象事故により対象物件に損害を受け、対象施設の営業が休止または阻害されたために生じた損失、および休業日数を減少させるための費用を補償します。

- (a) 対象事故
- | | | |
|-----------------|---------------------|------------------------|
| ①火災・落雷、破裂・爆発 | ②水災・風災・雹災・雪災 (3日免責) | ③建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 |
| ④騒擾・労働争議に伴う破壊行為 | ⑤水濡れ | ⑥設備・什器・商品等の盗難 |
- (b) 対象物件 対象施設の所在する建物、対象施設の所在する敷地内にある被保険者の占有する物件のほかに、次の物件が対象となります。
- | | |
|--|---|
| ①対象施設の所在する建物等に隣接するアーケードまたはその建物等に通じる袋小路およびこれらに面する建物など | ②ユーティリティ設備 (電気・ガス・熱・水道・電信・電話の供給設備) (3日免責) |
|--|---|

●食中毒・感染症による休業損失の補償

特約により、対象施設における食中毒・感染症の発生、保健所による消毒・隔離処理等によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償します。ただし、この特約は2.および3.(3)をご契約いただかない場合には付帯できません。

- 保険金をお支払いできない場合の主なもの
- | |
|--------------------------------------|
| (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人等の故意・重大な過失、法令違反 |
| (2) 戦争、暴動、地震、噴火・津波 |
| (3) 国、公共機関による法令等の規制 |
| (4) 復旧または営業継続に対する妨害 |

3. 賠償責任損害の補償 (賠償責任担保条項) 家主さんやお客様に対する賠償責任を補償します。

(1) 家主に対する賠償責任 (借家人賠償責任担保条項)

次の事故により借用施設に損害を与え、家主から損害賠償を請求された場合の損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬等を補償します。



(2) 施設に起因する賠償責任 (施設賠償責任担保条項)

施設の不備、管理の手落ちや従業員の業務上の不注意により第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬等を補償します。

- 例えば……………
- ①陳列してあった商品や照明器具が落ちてお客様がケガをした。
 - ②ウェイトレスが誤ってお客様の晴着に飲食物をこぼした。
 - ③給配水管・冷房装置からの漏水により、階下店舗の商品などに損害を与えた。
 - ④看板が落下し、通行人がケガをしたり、通行中の自動車が破損した。

※特約により、昇降機や保管物に起因する賠償責任を負担した場合の損害賠償金等を補償します。

(3) 生産物に起因する賠償責任 (生産物賠償責任担保条項)

販売した飲食物による食中毒の発生など、商品の欠陥や仕事の結果が原因となって第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬等を補償します。

保険金をお支払いできない場合の主なもの

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ●各担保条項共通 | (4) あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・美容整形等に起因する損害賠償責任 |
| (1) 保険契約者、被保険者の故意 | (5) 従業員の業務災害 |
| (2) 戦争、暴動、地震、噴火・津波 | (6) 自動車事故 |
| (3) 特別な約定があるために加重された損害賠償責任 | ●生産物賠償責任担保条項 |
| ●借家人賠償責任担保条項 | (1) 欠陥のあった商品または仕事の対象物の損壊自体の損害賠償責任 |
| (1) 借用施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊 | (2) 故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売された商品または提供された仕事に起因する損害賠償責任 |
| (2) 借用施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 | (3) 欠陥商品の回収措置に要する費用 |
| ●施設賠償責任担保条項 | (4) 排水、排気(煙)、廃棄物に起因する損害賠償責任 |
| (1) 排水、排気(煙)、廃棄物に起因する損害賠償責任 | |
| (2) 医療行為を行う者の仕事の遂行上の過失に起因する損害賠償責任 | |
| (3) 弁護士、会計士等が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任 | |

4. その他の補償 仮店舗開設費用や災害対応費用まで広く補償します。

①営業継続費用の補償 (営業継続費用担保条項)

偶然な事故によって対象施設の所在する建物等に損害を受けた結果生じた仮店舗開設費用等の営業継続費用を補償します。

- 保険金をお支払いできない場合の主なもの
- | |
|--------------------------------------|
| (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人等の故意・重大な過失、法令違反 |
| (2) 戦争、暴動、地震、噴火・津波 |
| (3) 国、公共機関による法令等の規制 |
| (4) 復旧または営業継続に対する妨害 |

②特約により次の費用を補償します。

(a) 傷害見舞費用

対象施設において、従業員以外の者が傷害を被った場合に、慣習として支払う見舞金の費用を補償します。また、特約により、対象施設内で食中毒が発生した場合の見舞金の費用を補償します。

(b) 災害対応費用

災害が発生した際、おわびの広告費用や被災者への対応のための費用 (親族現地訪問費用、役員・使用人派遣費用等) を補償します。

※これらの特約は、所定の担保条項をご契約いただかない場合には付帯できません。詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

様

テナント総合保険 お見積書

テナントの名称								
所在地								
テナントの用途								
建物構造・級別								
階数・占有面積 地上 階、地下 階、(占有面積 m ²)、(占有階 階)								
エレベータ・エスカレータ・駐車台数 エレベータ(台)、エスカレータ(台)、駐車台数(台)								
担保条項	区分	担保条件等	保険金額	免責金額 (自己負担額)	適用料率	保険料		
1 物損等 (必ずご契約ください。)	設備・什器		千円	10千円		円		
	商品・製品	保管中	千円	10千円		円		
		輸送中(総輸送額)	千円	10千円		円		
	その他		千円	10千円		円		
2 休業損失等	休業損失	約定期間 月	千円	/		円		
	食中毒・感染症	約定期間 月	千円	/		円		
	営業継続費用	契約方式 型	千円	千円		円		
3 賠償責任 (原則としてご契約ください。)	施設	身体	1名	千円	1事故	千円	千円	円
		財物	CSL 身体と財物を併せた限度額	1事故	千円	千円	円	
	生産物	身体	1名	千円	1事故(期間中)	千円	千円	円
		財物	CSL 身体と財物を併せた限度額	1事故	千円	千円	円	
	受託財物	財物	千円	1事故(期間中)	千円	千円	円	
	昇降機	身体	1名	千円	1事故	千円	千円	円
		財物			1事故	千円	千円	円
	借家人賠償			支払限度額	千円	千円	円	
4 傷害見舞費用			千円	/		円		
5 災害対応費用	被災者対応	支払限度基礎額	千円	/		円		
	災害広告	支払限度額	千円	/		円		
合計保険料						円		

ご契約にあたって

1 物損害担保条項

- 自動車・船舶・航空機は保険の目的とすることはできません。また、次の物は、お申し出いただかない場合は、保険の目的には含まれません。
 - 1点30万円を超える貴金属・美術品等
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手等
 - 稿本、設計書、ひな型、鋳型、証書、帳簿等
 - 看板等の屋外の設備・什器等
- 保険金額(ご契約金額)
 - 保険金額は保険の目的となる動産の時価額いっぱいにお決めください。保険金額が時価額を下回る場合、支払われる保険金は実際の損害額よりも少なくなる場合がございますのでご注意ください。

- 時価とは商品・製品等の場合は仕入価額、営業用の設備・什器等の場合は購入価額から減価償却した金額をいいます。

2 休業損失担保条項

- 保険金額は1日あたりの粗利益額いっぱいにお決めください。ただし、100万円を限度とさせていただきます。
- 約定期間は、災害にあった場合の復旧に要する期間を想定して1・3・6・9・12か月の中から決めください。

お支払いする保険金

1 物損害担保条項

- 損害保険金
 - 保険金額(ご契約金額)が保険価額(ご契約いただいた動産の時価)と同額またはそれ以上の場合
損害保険金=損害金(ただし、保険価額が限度となります。)
 - 保険金額が保険価額より少ない場合
損害保険金=損害金× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$
 - 損害保険金のお支払いがあった場合、弊社所定の追加保険料をお支払いいただき保険金額を復活させない限り、ご契約時の保険金額からお支払いした損害保険金の額を差し引いた残額を損害が生じたとき以降のご契約期間に対する保険金額とします。
 - 次の事故以外の事故の場合、損害の額から免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた額を損害の額とみなして保険金をお支払いします。
 - 火災②落雷③破裂・爆発④風災・雹災・雪災⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊⑥水濡れ⑦騒擾・労働争議に伴う破壊行為⑧盗難
- 通貨等盗難損害保険金
 - 1事故・1敷地内につき、業務用の通貨の盗難については30万円を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。
- 建具等修理費用保険金
 - 建具等修理費用の額から3,000円を差し引いた額をお支払いします。(1事故・1敷地内ごとに、設備・什器等の保険金額の10%限度)
- 臨時費用保険金
 - の損害保険金の30%をプラスしてお支払いします。(1事故につき、500万円限度)
- 残存物取片づけ費用保険金
 - の損害保険金の10%を限度に、実際に支出した残存物の取片づけ費用の額をお支払いします。
- 失火見舞費用保険金
 - お支払金額=被災事業者・世帯数×20万円(1事故につき、保険金額の20%が限度)
- 修理付帯費用保険金
 - 火災、落雷、破裂・爆発によって損害が生じた場合に、1事故・1敷地内につき、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度に、復旧にあたり弊社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な所定の費用の額をお支払いします。
- 水害費用保険金
 - お支払金額=保険金額(保険価額を超えるときは保険価額)×5%(1事故・1敷地内につき、100万円限度)

2 休業損失担保条項

- 約定期間内の休業日数に対して、次の算式により算出した額をお支払いします。ただし、過去の粗利益に基づいて算出した限度額から支出を免れた経常費等を差し引いた額を限度とします。
お支払金額=保険金額×休業日数(定休日を除きます。)
- 休業日数短縮費用(一定額を限度)、損失の発生または拡大の防止に要した費用についてもお支払いします。
- 水災・風災・雹災・雪災およびユーティリティ設備の事故により生じた損失については、事故の発生した日を含む最初の3日間の休業に対しては保険金をお支払いしません。

3 賠償責任担保条項

- 借家人賠償責任担保条項
 - 保険金をお支払いする損害の範囲は、次に掲げるものに限り、
 - 借用施設の貸主に支払うべき損害賠償金
 - 損害の発生または拡大の防止または権利の保全・行使の費用
 - 弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
 - 弊社への協力のために被保険者が直接要した費用
 - お支払いする保険金の額は、1事故につき、次の金額の合計額とします。
 - (1)①の損害賠償金から3,000円を差し引いた額(支払限度額限度)
 - (1)②から④までの費用の全額(ただし、(1)③の費用については、(1)①の損害賠償金が支払限度額をこえる場合は、その割合によってお支払いします。)
- 施設賠償責任担保条項・生産物賠償責任担保条項
 - 保険金をお支払いする損害の範囲は、次に掲げるものに限り、
 - 被害者に支払うべき損害賠償金
 - 被害者のために支出した応急手当、護送等の緊急措置に要した費用
 - 損害の発生または拡大の防止または権利の保全・行使の費用
 - 弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
 - 弊社への協力のために被保険者が直接要した費用
 - お支払いする保険金の額は、(1)①から③までに規定する損害賠償金および費用については、1事故につき、その合計額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。ただし、支払限度額を限度とし、また、(1)④の費用については、(1)①の損害賠償金が支払限度額を超える場合は、その割合によってお支払いします。

4 営業継続費用担保条項

- 標準営業収益の減少を防止・軽減するために復旧期間内に生じた費用のうち通常要する費用を超える部分をお支払いします。ただし、保険金額に復旧期間に対応する割合を乗じた額を限度とします。
- ユーティリティ設備の事故により生じた営業継続費用については、保険金額の1%に相当する額を免責金額とします。

万一事故が起きたときは…

万一この保険で補償される事故等が生じたことを知った場合には、すみやかに取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、損害賠償にかかわる示談交渉については必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

ご契約後のご注意

- 保険証券が1か月以上経過しても届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会くださいますようお願いいたします。
- ご契約者のご住所などを変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に、常時使用する従業員の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返戻金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。
○弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。

- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「テナント総合保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款により、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款および特約条項」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社
〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL 03-3294-2111 (大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp>

●お問い合わせ先